

かわらばん

第31号 2020年4月22日



寄稿 「食料」 ～私たちの命のみなもと～……渡辺眞知子

「今、言わなければならないこと」……坂元良江

シリーズ〈南北朝鮮とわたし〉2 甲午農民戦争と日清戦争……丹羽雅代

お任せメニューと性的同意……角田由紀子

女性革新区長の誕生を願って ～目黒区長選挙、支援テルテル作戦、顛末記～……羽立教江

一票で変える女たちの会・Facebook から

「食料」

～私たちの命のみなもと～

渡辺眞知子

新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延で、人間、社会、国家（政治、経済）の様々な問題が明らかになりました。中でも生存の基本である「食」の問題は重要です。それは食糧自給率、自給のための労働者の確保、安全性の問題、折から今国会で審議される種苗法の問題など多岐にわたります。

この「食」の問題を真剣に考えてこられた渡辺眞知子さんから寄稿いただきました。これを機に一人一人考え、情報や意見の交換をしていきましょう。

食料は、人間の生命・尊厳を支える最も重要な資源の一つであり、自然環境の影響を大きく受ける一方、その生産、分配、消費、安全性の確保は、人々の活動の在り方と深く関わっている。世界の飢餓人口は八億二〇〇〇万人以上で、世界総人口のおよそ九人に一人が飢餓に直面しているという現実（WFP世界食糧計画二〇一八年）を、どう受け止めていけばよいのだろうか。

全ての人が食料を安定的に確保し、かつその食料が適切な栄養を満たすように求める政策課題「食料安全保障」は、国際社会で広く共有されてきた。ここでは「食料安全保障」

をめぐる二つのアプローチ「食料への権利」、「食料主権」について、私たちとの関わりを踏まえながら概説したい。

1. 食料への権利

(The Right to Food)

「食料への権利」とは、全ての人が物理的・経済的にいつでも適切な食料あるいはその入手手段にアクセスでき、政府はこの権利実現のための政策を実行しその責務を負う、という考え方である。

「食料への権利」の今日的な法的

根拠は、「世界人権宣言」(一九四八年)第二五条に求められ、衣食住の権利保障の一つとして位置づけられている。

世界人権宣言第二五条一「すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合、保障を受ける権利を有する。」

世界人権宣言は総会決議、勧告であり法的拘束力を持たないが、法的拘束力を持つ「国際人権規約」(一九六六年の第二回国連総会において採択され一九七六年に発効。日本は一九七九年に批准)の社会権規約^{*1}では、衣食住の権利保障について国家の義務を認め、締約国の義務を規定している。

一九七〇年代初めの世界食糧危機以来、低開発途上国における貧困

と飢餓の克服は国際社会における最重要課題とされ、一九七四年の世界食糧会議では飢餓・栄養不良問題の一〇年以内の解決が宣言された。その後、宣言の実現とは程遠い状態が続いたが、一九九六WFS(世界食糧サミット)はこの流れを大きく変える転換点となり、一部の国家からの強い反対意見にもかかわらず、「食料への権利」についての明確な再確認と、その具体的なアクション・プランを提示することに成功した。この一九九六WFSの動きは、国連を中心とする諸機関の食料安全保障への具体的な制度化の動きを促進し、一九九九年には国連経済社会理事会より「適切な食料への権利に関するGeneral Comment 12」が発表され、「食料への権利」の国際法化への法的基盤が確立した。

2. 食料主権 (Food Sovereignty)

「食料主権」は、WTOスタート翌年の1996年、世界食糧サミット(WFS)に並行して開かれたNGOフォーラムにおいて、ビア・カンペンシーナ^{*2} (La Via Campesina

スペイン語で「農民の道」)により、WTO・新自由主義体制に対する根本的な対案として初めて提起された。

高橋敏哉氏は、「食料主権」を次のように要約している。^{*3}「食料主権」とは、グローバル化の中で先進国の大企業の影響を強く受ける途上国の農業の生産、分配、消費のあり方を終焉させ、現場の農民、とりわけ小農民、小作農、女性、原住民(IPS)の農業と食料に関する「決定権」の回復を目指すことにある。ここでの「主権」概念は、国際政治、国際法上の主権とは異なり、食料、農業に関する政治的な決定権を指す。「食料主権」は、途上国の弱い立場にある食料生産者の直接参加による食料・農業政策の決定を求め、食料安全保障の主体としての個人を更に徹底し、食料の生産、分配、消費活動の決定権を直接参加により回復しようとするものであり、農民の視点、とりわけ脆弱な農村の女性、IPSからの視点の重要性を喚起している。「食料主権」はこのような目的にかなう具体的実践的な活動も広く含んでいる。

日本では、農民運動、消費者運動の中で「食料主権」という言葉が次第に共有されるようになってきた。真嶋良孝氏は、「食料主権とは、すべての国と民衆が自らの食糧・農業政策を決定する権利、すべての人が安全、栄養豊かな食料を得る権利であり、このような食糧を小農・家族経営農民、漁民が持続可能な方法で生産する権利である」とする。そして「多国籍企業や大国、国際機関の横暴を各国が規制する国家主権と、国民が自国の食料・農業政策を決定する国民主権を統一した概念である」と述べている。^{*4}



3. 食料主権運動の発展

「食料主権」は、食料を市場任せにせず「決定権」の回復をめざそうとする理念だが、世界の農民・市民組織の共同要求として定着・発展し、第六〇回国連人権委員会（二〇〇四年）では、「食料主権」が、「食料に対する権利」や食料安全保障と密接な関連を持ち、相補関係にあることを確認する報告書が採択された（参加五三カ国のうち日本政府を含む五カ国が賛成、反対はアメリカのみ、オーストラリアは棄権）。



この第六〇回国連人権委員会で、「食料に対する権利」が重要議案の一つとされた理由は、一九九六年に開かれた世界食糧サミットの「ローマ宣言」において「二〇一五年までに栄養不足人口を半減させる」と公約したにもかかわらず、実際には栄養不足人口が増加の一途をたどったことによる。

この国連人権委員会におけるジャン・ジグレル^{*5}特別報告者のレポートは、「すでに全人口を食べさせるのに十分以上の食料を生産しているのに、世界で八億四千万人を超える人びとが栄養不足に苦しんでいることはスキャンダルだ」、「各国政府に対し、食料に対する権利を尊重し、保護し、履行するよう勧告する。食料に対する権利に重大な否定的影響を及ぼしうる世界貿易システム（WTO）のアンバランスと不公平に対し、緊急の対処が必要である。いまや『食料主権』のビジョンが提起しているような農業と貿易に関する新たなオルタナティブ・モデルを検討すべき時である」と述べている。

4. 私たちと食料主権

低い食料自給率

日本では、食料生産の基盤となる農地面積の減少、中山間地域^{*6}を中心とした耕作放棄地の増加、農家数・農業従事者の減少、担い手不足（基幹的農業従事者の四二％が七〇歳以上）等の深刻な状況に加え、農産物輸入自由化に伴い国内生産が切り捨てられてきた結果、食料自給率（二〇一八年度）は三七％（カロリーベース）にまで落ち込んだ。^{*7}この数字は先進諸国の中で最も低く、アメリカ一三〇％、フランス一二七％、ドイツ九五％、イギリス六三％となつている。^{*8}国民の食料の六割以上を国外に依存することは、今般の新型コロナウイルス感染症対策に追われる世界の状況を考えれば、国の存立、国民の生存条件を脅かす深刻な事態と言える。

高い海外依存度

日本では、食料供給のカロリーベースで六割、生産額ベースで三割を海外に依存している。世界人口に占める日本の人口割合は一・七％

（二〇一五年）であるのに対し、世界の農産物輸入に占める割合（金額ベース）は世界第六位で四・三％である。農産物輸入の代表的な品目とていうものこの輸入額においては世界第一位の一四・七％、肉類では第二位の八・四％、小麦は第四位の五・一％、大豆は第三位の三・四％である。米国やEU諸国などでは輸入額とともに輸出額も多く、圧倒的に輸入に偏っている日本の輸出入バランスは、他の国とは異なる特殊な構造である。^{*9}

二〇一三年の我が国の農産物輸入先国を見ると、農産物全体（輸入額六兆一、三六五億円）の第一位は米国で二三・一％、小麦輸入（輸入額二、二二二億円）の第一位も米国で五一・五％、トウモロコシ（輸入額四、六三七億円）の第一位も米国で四七・九％、大豆（輸入額一、八三八億円）の第一位も米国で五八・一％と、日本の農産物輸入は、アメリカに大きく依存している。^{*10}特定の国への過度の輸入依存は、大きなリスク要因である。

種苗法改定

政府は二〇二〇年三月三日種苗法

改正案を閣議決定し、国会では四月から、種苗法の改定審議が予定されている。安倍政権は二〇一八年に種子法を廃止し、戦後コメ、麦、大豆などの主要食料を安定的に供給する源となってきた主要農産物の種子の公的管理制度を廃止した。種子法の廃止は、同時に施行された農業競争力強化支援法により国や自治体がつ知財権の民間への移転が促進されているが、これに対しては「タネ」を守ろうと、種子法に代わる「種子条例」を制定する動きが全国の自治体で広がっている。

今回の種苗法の改定における問題は、登録品種の自家採種ができないようになることである。種子には、自家採種ができないように品種が改良されていて毎年企業からの購入が前提となっているF1種と、農家による自家採種可能な二つの種類がある。種苗法が改正？されてしまえば、これまで自分の農地で自家採取した種子で栽培していた作物であっても、栽培農家より先に民間企業が登録すれば、その農家は特許権侵害で告訴され、損害賠償を求められることにもなりかねない。

種子法廃止と農業競争力強化支

援法でコメ、麦、大豆などの主要作物の公的管理が民間に移り、今回の種苗法の改正でそれ以外の作物の種子もグローバル企業との国際競争にさらされることになる。二〇一八年国連総会で採択された「農民の権利宣言」には、「農民は、自家採種の種苗を保存・利用・交換・販売する権利を持つ」(第一九条 種子に対する権利)と定められている。種子法廃止も種苗法改正も米国の意向に沿うものであり、日本の食料主権は大きな脅威にさらされている。

日本では、TPP、TPPを上回る譲歩を含む日欧EPAの発効(2019.2)、日米貿易協定とデジタル貿易協定の成立(2019.12.4)、水産資源管理の強化や養殖業への企業参入の促進をめざす漁業法改定の成立(2018.12.8)、遺伝子組み換え作物、ゲノム編集食品等、食料主権に関わる課題は多岐にわたっている。

終わりに

昨年一二月、中国武漢で新型コロナウイルス感染症が確認されて以降、グローバル化に伴う感染拡大は

一八一の国・地域に及び、感染者数は一〇〇万人を超える事態となった(2020.4.3米ジョンズ・ホプキンス大学などのまとめ)。食料生産、食料輸出入への影響も出始め、国連食糧農業機関(FAO)、世界保健機関(WHO)、関連機関の世界貿易機関(WTO)のトップ三人は「現在進行中の新型コロナウイルス危機に当局が適切に対応できなければ、世界的な食料不足が発生する恐れがある」と警告している(AFP通信四月一日)。

このような時こそ、私たちの底力が試されている。心ある仲間と手を携え、希望を持ち決してあきらめることなく、心を一つにして前に進んで行きたいと思う。

二〇二〇年四月四日記

注

*1 第十一条1 この規約の締約国は、自己及びその家族のための相当な食糧、衣類及び住居を内容とする相当な生活水準についての並びに生活条件の不断の改善についてのすべての者の権利を認める。締約国は、この権利の実現を確保するために適当な措置を

とり、このためには、自由な合意に基づく国際協力が極めて重要であることを認める。

2 この規約の締約国は、すべての者が飢餓から免れる基本的な権利を有することを認め、個々に及び国際協力を通じて、次の目的のため、具体的な計画その他の必要な措置をとる。

(a) 技術的及び科学的知識を十分に利用することにより、栄養に関する原則についての知識を普及させることにより並びに天然資源の最も効果的な開発及び利用を達成するように農地制度を発展させ又は改革することにより、食糧の生産、保存及び分配の方法を改善すること。

(b) 食糧の輸入国及び輸出国の双方の問題に考慮を払い、需要との関連において世界の食糧の供給の衡平な分配を確保すること。

*2 ビア・カンペシーナは、農産物貿易の自由化により困難に直面した各国の農民運動の組織によって一九九三年に発足し、小規模農民を脅かす新自由主義的なグローバル化に立ち向かい、世界の諸NGO組織と共同しながら国際的な行動、提言を行ってきた。規約では「小作農、

中小農民、先住民社会の小工芸品製作者、農業労働者の基本的な利益を守り、それらの人々の運動と組織を調整する国際運動体で、いかなる政治や経済にも依存せず、干渉も受けない自主性と多様性を貫く運動」と定義づけられている。八一カ国（アジア、アフリカ、ヨーロッパ、南北アメリカ）の一八二の組織が加盟し、日本の農民運動全国連合会（農民連）は二〇〇八年に加盟している。

* 3 高橋敏哉「食料安全保障への二つの規範的アプローチとその可能性：飢餓・栄養不良問題での食料への権利と食料主権」二〇一二年『敬和学園大学研究紀要』第二二号

* 4 真嶋良孝「食糧危機・食料主権とピア・カンペシーナ」、村田武『食料主権のグランドデザイン』農文協二〇一一年

* 5 Jean Ziegler 二〇〇〇年から二〇〇八年まで国連の「食糧に対する権利」の特別報告者。一九三四年生まれ、ジュネーブ大学社会学部教授、同大学付属第三世界研究所

長などを歴任。

* 6 中山間地域とは、農業地域類型区分のうち、中間農業地域と山間農業地域を合わせた地域を指す。山地の多い日本では中山間地域が総土地面積の約七割を占め、この中山間地域における農業は全国の耕地面積の約四割、総農家数の約四割を占めるなど、日本の農業の中で重要な位置を占めている。

* 7 有馬泰紘「WTO自由貿易体制と食料自給・食料への権利・食糧主権」肥料科学第四〇号 二〇一八年

* 8 農林水産省 食料自給率とは https://www.maff.go.jp/j/zyukyu/zikyu_ritu/011.html

* 9 我が国の農産物輸入等の動向（農林省） https://www.maff.go.jp/j/zyukyu/iki/i_rep/annual/2016/attach/pdf/2016_annual_report-36.pdf

* 10 我が国の農産物輸入等の動向（農林省） <https://www.maff.go.jp/>

[i/zyukyu/iki/i_rep/annual/2014/pdf/iii_1.pdf](https://www.maff.go.jp/j/zyukyu/iki/i_rep/annual/2014/pdf/iii_1.pdf)



「今、言わなければならぬこと」

坂元良江

新型コロナウイルス感染拡大の渦中、仕事に行くことも、集会やセミナーも、グループ活動や会議も、友人との会食も、劇場や映画館も、どこへも出られない日々が続いている。先日一票で変える女たちの会の事務局会議のトライアルをZOOMで行い、メンバーの方々の元気な顔や声に励まされた。

このところ、朝起きると、e-mailだけでなくフェイスブック、インスタグラム、そしてネット上のニュースをひとあたり読んで一日が始まる。新聞を読むのはその後だ。そんな中で、私がいつもフォローしているTBS報道特集のキャスター金平茂紀さんがシェアした投稿、編集室水平線 西田浩孝さんの『いま「言わねばならないこと」を言う』が目にとまった。

西田さんは元東京の出版社の編集

者、長崎へ引越し、そこで「編集室水平線」を主宰、ハンセン病患者だった詩人大江満雄を書いた本の出版など、一人で本づくりをしている。

西田さん編集室水平線の投稿から

二〇二〇年四月一日現在、日本および世界の状況に関して、「言わねばならないこと」があると感じ、できればまとまった文章を書きたいと思うが、残念ながらいま、そのための条件を持ちあわせていないので、以下、要点のみを記す。

- ① 国家権力の際限なき拡大に強く反対する
- ② 「挙国一致」「総力戦」なるものを拒絶する
- ③ 「最悪の事態」の〈先〉がありうることを想定する
- ④ 窮境にある人びとへの最大限の補償・支援を実現する
- ⑤ 生身の人間として、可能な限りの相互扶助を試みる
- ⑥ 切り捨てられる側に立つ
- ⑦ 真正の哲学が必要である

▼参考：桐生悠々「言いたい事と

言わねばならない事と」*

西田さんが参考とする桐生悠々は戦前の治安維持法下の時代、「言わねばならないこと」を書き何回も投獄された新聞記者。彼の「言いたい事と言わねばならない事」は昭和十一年（一九三六年）に書かれたものだ。最近カミユの『ペスト』を再読しても人間はなぜこうも過去に、歴史に学ぶことができないのだろうかと思う。

西田さんがあげる要点①から⑦まではそれぞれ心から納得の内容だ。緊急事態宣言のもと、ロックダウンはできない現状に不安を感じる人々の気持ちに乘じて、安倍政権が国家権力の拡大を図ることを、今私たちが何より恐れ、警戒しなければならぬ。

人々がコロナウイルスの感染拡大を恐れ、医療の崩壊を恐れている最中に、安倍首相は憲法について「コロナウイルス感染への対応も踏まえつつ国会の憲法審査会の場で与野党で活発な議論を期待したい」と明言し、憲法改定をもくろむ。野党は憲法審査会への参加を拒否している。検事の定年延長を認める検察庁法改

正案を提出して、検事総長人事を政権が握れるようにと今国会での成立を図っている。まるで火事場泥棒ではないか。

私たちは今それぞれが自分の「言わねばならないこと」をきちんと言っていかなければならない時なのだと痛感させられている。集会が中止になり、デモもできない今、私にできることといえば、SNSを通じて発言すること、適切な情報を得てそれを共有してゆくことではないかと思っている。決して今まで通りではないだろう「コロナ後」に備えての読書も欠かせない。

二〇二〇年四月一九日
バッハ作曲「我ら困難の極みにある時」のオルガン演奏を聴きながら。



* https://www.aozora.gr.jp/cards/000535/files/3612_20811.html で全文が読めます。

甲午農民戦争と 日清戦争

丹羽雅代

韓国朝鮮の人々の、政治を含む様々な問題への向き合い方に、関心がある。

日本とは決定的に違う。

韓国では、人々が自分たちが持っている力をしっかりと信じているのだと思う、単に熱しやすいということとは違って。そしてそれは日本との様々な歴史的な深い関係によって、より力強いものになってきているのではないだろうか。

私たちは、どれだけ韓国朝鮮の人々やその歴史と日本のかかわり方を知っているだろう。一九八〇年八月（この年の五月に光州事件が起きていたことは、ぼんやりとしか分かっていた）に初めて関釜連絡船で韓国釜山に足を踏み入れたときからずっと、問題意識はそこにあった。

私はこの関わり深い隣の国と、日本との間での歴史が、ちゃんとわかっていない。根本的なところから知らないことがいくつもある。その理由は自分が受けた教育の問題と、韓国朝鮮の政治状況。

江華島事件、日清戦争、三国干渉、閔妃殺害、日露戦争等、一八六八年の明治維新から、たて続けに世界史では覚えなくてはならないといわれた日朝間の事件が並ぶ。しかしそれがどのようにつながっているのかはあまりわかっていない。当たり前のことだが、事柄はバラバラに起きるのではなくそのつらなりそれ自身が重要だ。

一八七五年九月、朝鮮半島の西沿岸で水路測量を名目に示威活動中の日本の軍艦『雲揚』が江華島付近で砲撃を受けた。当たり前でしよう、そこはソウルへの入り口そのものだから。でも、あらかじめ準備していた日本軍は即座に応戦、日本兵が死んだことを理由に特使（井上馨ら）を朝鮮に派遣し、武力的威嚇のもとに交渉を行い、七六年二月、日朝修好条規（江華島条約）を調印させ、鎖国を終わらせる。内容は日本が開

国を迫られ、結ばされたと同様のひどい不平等条約だった。日本がその不平等性を改めさせるのに、大変な時間とエネルギーを必要としたというのに。そしてすぐに釜山・仁川・元山が開港、植民地への入り口はこじ開けられた。

当時の李氏朝鮮王朝は腐敗墮落がひどく、官位の売り買いも当たり前、実権は日本を頼った大院君から閔妃（高宗の妃）一族に移っていた。もちろんその現状を正したいという気持ちを持つ人は国中にいた。

私が一番衝撃を受けたのは、甲午農民戦争。中学か高校時代に「一八九四年「東学党の乱」としてさりとて学んだ記憶があるが、東学党というのが宗教で、乱というのは日本の百姓一揆のようなものかと思っていた。とんでもない。その農民軍に参加したのは当時の朝鮮の人口六〇〇万人の中で最終的には二〇万人以上、三〇人に一人という膨大な人数だったそう。闘った相手は、全州の腐敗した支配者、リーダーは東学（人即天という平等を柱にした宗教・思想）の接主。賑やかな農楽隊を先頭に支配者退治に動く。奇襲作戦も功を奏して完全勝利。日清の

戦争が始まると外国軍の干渉は避けるとし、東学党農民軍は朝鮮政府に和睦を求め、それぞれの地域で農政改革自治を開いた。

大院君が王位を譲ったのは高宗で、その皇后にあたるのが閔妃。でも日本に頼ろうとしていた大院君とは、主張が対立し、彼女は東学などの事態を打開するために清に相談、清が二五〇〇名の派兵をするとすかさず日本も六三〇〇名を派兵、日本軍は七月に王宮占拠の後平壤での開戦等で清軍を破り清国領まで侵入する。相互の宣戦布告は八月一日で、日本軍は殲滅戦を開始した。九五年四月には日清講和条約が結ばれた。つまりほとんど戦地は朝鮮半島で、当然東学農民たちは日清の戦争の後方に位置することになってしまった。ここで農民軍は全国で抗日闘争を始めざるを得ない。ソウルを目標するなど、全国に広がった闘いは悲惨なものとなっていた。もちろん竹やりと最新兵器の戦いのようなものだから、結果はわかりきっていた。しかも東学軍の行動綱領は人を殺すな、物を壊すな。最後は最南端まで追い詰められ、無残なジェノサイド

お任せメニューと 性的同意

角田由紀子

変なタイトル

「性的同意」と「お任せメニュー」にどういった関係があるのかと思われるでしょう。

私は性犯罪被害者支援を弁護士としてかれこれ三〇年余りやってきております。日本にはなじみのない考え方「性的同意」がようやく若者を中心に関心を集めつつあります。「性的同意」は、性暴力被害根絶のために核心となる考え方です。しかし、日本では理解されていません。男性に至っては、「同意」なんて難しいことを言い出せば、ムードがなくなってしまう、やる気が失せるなどと反発を買っています。その場の雰囲気で一気に行るのがセックスということのようにです。やりたいと思っているのは男性で、相手の女性はどう思っているかはほとんど気にされていません。それがこの国における

セックスの定番であったようです。ですから、ひとたび、あれは性暴力であったと女性から告発されると何のことか分からず、目を白黒ということになるようです。性行為に相手側の同意があるなど考えたこともなかった男性がたくさんいるようです。

欧米では一九八〇年代からそれ以前の家父長制に根差した強姦罪規定が改正され、被害者も男女共にとするなど今の言葉で言えばジェンダー平等に切り替わりました。その改正のキーは「性的同意」です。性行為には相手方の真摯でかつ自発的な同意が必要であり、それが無い時は強姦罪になりうるというものです。それが最も進んだのが二〇一八年のスウェーデンの改正法です。相手方の自発的かつ真摯な同意のない性行為は強姦であると明確に定義したので、日本人からは信じられない法律かも知れませんが、性行為に限らず何かをするとき、相手の同意があることは今では当たり前のルールですが、なぜか日本人にはなじみにくいようです。私たちはもしかすると自分で考えて自分の意思をはっきりと示すという文化から遠いのかもしれ

ないと思ひ至りました。以下は私がそのように思った「文化」の話です。

お任せメニュー

どこで聞いたか読んだかは忘れましたが、西欧人からすると日本の料亭やレストランでの「お任せメニュー」はとても不思議なものらしい。中身がわからないものを注文するわけであり、供されるものが自分が好きか嫌いかわからないからです。しかも日本社会でのお約束では、値段の書いてあるものよりも「お任せ」は大抵は高い。自分の食べるものを値段も含めて他人に（お店に）すっかり任せて決めてもらうということは西欧文化にはないものらしい。お店の人と特別懇意であれば違うかもしれないが、初めて入った店でもお任せはあります。知らない人に対するこの絶大な信頼感はどこから生まれるのでしょうか。

自分のことは自分で決めるという文脈で言えば、私は小学生の時に読んだ「暮らしの手帳」の花森安治の文章を思い出します。その記事は私にとつては今でも覚えているくらいのカルチャーショックでした。東京に暮らしていたフランス人主婦の買

い物の仕方の紹介でした。彼女は八百屋の店先で玉ねぎ一個、ジャガイモ一個を手にとって丁寧に点検して買うか買わないかを決めるとのことでした。当時（一九五〇年代後半か）の日本の八百屋の店先には「一山」いくらというふうに玉ねぎやジャガイモは売られていました。日本人は一山を構成する一個一個を手にとって点検することなどしませんでした。ざっと眺めて「これ、下さい」と結論を出したのです。件のフランス人主婦の言い分はこうでした。「品物はお店のもの、お金は私のもの」。子どもながら私はこの理屈に深く納得しました。以後、「品物はお店のもの、お金は私のもの」は私が買い物をするときに自分の中で繰り返しフレーズとなりました。何て論理的なんだろうと私は感動さえ覚ええました。難しく言えば、自己決定権を行使することです。

高そうという予測以外に値段と中身が分からないものを注文するのは、よほど大胆不敵か、懐が特別温かい場合でしょう。この仕組みは大抵は高級店にしか無いと思っていました。先日、地方都市の自宅の近くを散歩してい

たら、結構庶民的な居酒屋風の店のメニューに「お任せ」があったので、必ずしも高級店専用でもないらしいと発見しました。

ピュッフエスタイルの食事

何を食べるか、何を食べたいか、多くの人とは言わないが、ある種の日本人にとっては、特に男性にとっては重要な課題ではないようです。食事は生活の中で順位が低いようなのです。男はそんなことにかまけていられないということのようです。食事の支度が女の仕事とされてきている日本では、食べることも女の地位の低さに引きずられて地位が低いのかも知れません。

大分前のことですが、日弁連（日本弁護士連合会）で大議論になったテーマがありました。日弁連の人権擁護大会のような公式行事の懇親会に外部からコンパニオンの女性を呼ぶのはやめようと申し合わせをしようとしたことです。ある男性委員が反対意見を述べました。曰く「コンパニオンの人に取り分けてもらわなければ、何を食べてよいかわからないので、コンパニオンの存在は必要だ」。私は開いた口が塞がり

ませんでした。大の大人が自分が何を食べてよいか分からないので見ず知らずの女性に自分が食べるべきものをお皿に取り分けて欲しいというわけです。私はおもわず、「だったら食べなければいいのでは」と悪態をつきました。

日弁連のピュッフエスタイルの懇親会では長いことこういう自己決定のできない男性のために外部からコンパニオンの女性に来てもらっていたのです。それに対して私もメンバーであつた両性の平等委員会が異議申し立てをしたのです。今ではさすがになくなったはずですが。確かにこの方式の食事は、食べることを含めて自己が確立していることが前提です。しかし、日本人の男性の多くは上げ膳・据え膳で生きてきたのかも知れず、この分野での自己決定は重要なことではなかったらしいのです。

自己決定を必要としない社会

日常生活で自己決定を要求されない、あるいはする必要のない社会では、何事に拘わらず、「あなたの意見」は問われないのです。生活の中の一

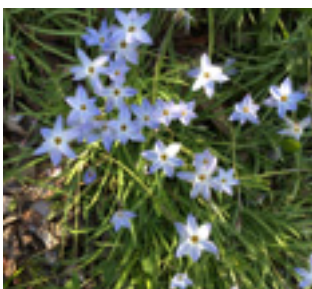
の世界でお任せがまかり通りそれが不思議に思われない社会は、「性的同意」には最も遠い社会かも知れないと思いました。食べることもセックスと同じく本能に支配されている世界です。そこで自分の願望に無頓着である人がより高等な（？）世界である性に関して自己決定の必要性を理解できるはずはないでしょう。この国では、性的同意を実行できるには、まず日常生活で自己決定できるように訓練（？）する必要があると思うのです。

結婚することと性的同意は別のこと

この国の男性について面白い記事を見ました（しんぶん赤旗二〇二〇年四月二〇日）。六〇年以上産婦人科医として性暴力被害女性支援の現場で働いてきた堀口貞夫さんのインタビュー記事です。堀口さんは、日本社会が性的同意を理解できない土壌を指摘しています。日本の男性は、性について教わらないままに結婚します。女性もそうです。女性の側は緊張しているのに、男性は結婚すれば性欲のままに性交するのは当然と思ひ、強引にセックスをし、それが「普通」とされてきたのです。

正しい性知識がないままだと男女間でギャップが生まれます。結婚したことが性的同意だと思ふ男性が多いとも指摘されています。これは、司法が、今でも別居などの外から見ても破綻が証明されない限り配偶者の強姦を認めない姿勢に共通します。性的同意は、別居であればないでしょうが、同居していればあるということにはならないという単純な事実が理解されていないことにもつながります。「性的同意」についての浅薄な理解をしめすものです。また、司法のこの態度は、二〇一九年の無罪判決に見られた「すべての不同意が犯罪になるわけではない。」という考え方も支えています。「性的同意」を必要とする理解を広めるのは容易ではありませんが、自己決定権になじんできた若い世代に期待したいですね。

二〇二〇年四月二〇日



女性革新区長の誕生を願って

「目黒区長選挙、支援テル
テル作戦、顛末記」

羽立教江

「四月に行われる目黒区長選、『めぐせた』としても支援していきましよう」

二月二四日の「めぐせた（市民連合、目黒・世田谷）会議」での終了直前の声かけだった。三月八日には、同じ太子堂区民センターの会議室で、山本ひろ子区長候補の紹介と立候補の挨拶が行われた。

選挙活動の支援は、一昨年の「世田谷区長選挙」以来である。まず最初は、目黒区内の全地域に候補者のチラシを配ることになるが、足を痛めている私には、難しい。私ができることは、有権者への、電話かけによる投票の勧誘がある。

山本ひろ子候補の「選対事務所」は四月一日以降になる、とのこと。「めぐせた」の支援者には都立大学

駅から徒歩五分ほどの松島区議の事務所を使わせていただけるということで、三月一四日から、二六日まで、世田谷の自宅から片道一時間半、往復三時間、電車とバスを乗り継いで、松島事務所に通い、準備された名簿リストで電話かけに専念した。おりしも季節は、春爛漫、駅から事務所までの桜並木の桜がほころび初めて、青天井の空に、薄いピンクの花びらが、儚く綺麗だった。

いつもながら自身が高齢者であることを、すっかり忘れてしまっていたが、コロナ騒ぎが日を追って大きくなる中で、足を引き摺って通う時間と、電車の乗り継ぎ、途中の人混み、また、さほど広くない事務所、相当の人数が入り出す状況などに、フツと不安が頭をよぎり、三月二七日以降は、自宅での支援活動に専念することにした。桜並木の桜は、既に散り始め、桜吹雪が路上に白く舞っていた。

三月二五日に開催された「一票で変える私たちの会」の運営会議で、目黒区長選挙の報告をしたところ、仲間たちから、早速、目黒区内のお知り合いに支援の口添えをいただけるとの申し出をいただいて、本当に

嬉しかった。

四月一八日、投票日の前日まで、ダイヤルを回し続けたテルテル作戦。電話リストは、地域別の「家電話」「登録電話番号の一覧である。家電話の相手は、中・高齢者が多い。

片端から機械的に、ダイヤルを回し続けていく。私の場合の結果は、「現在、使われていない番号」約一〇%、何度ダイヤルを回しても繋がらない「留守」約二九%、「留守電設定」があつて、メッセージの吹き込みができたもの約三〇%、そして実際に話ができたものは、約三一%（うち男性三五%、女性六五%）、その中で投票に繋がると見込まれるものは、話せた人のうちの、二八%、データ・リスト全体の、わずか九%であつた。

電話をかける時間は、昼食時間帯を避け、午前二時間、午後四時間。当然、こちらの話し方にもよると思われるが、こちらが女性であることもあり、ある程度私の話を聞いてくれる人は、やはり女性が圧倒的に多かった。男性は、総じてつれない反応。情けなくなるような対応「あ、選挙ね。ガチャン」、「バカ言うな、コロナ騒ぎの最中に、選挙なんか行

かねえよ！」等々。男性で、じっくり話を聞いてくれた人は、一〇〇人中一人〜二人。

「わかりました、頑張ってくださいね」「ご苦労さま」とねぎらってくれるのは、ほとんどが女性だった。また、「期日前投票に行つて、山本さんに（票を）入れてきたわよ」と言ってくれた人は、全員が中・高齢の女性だった。候補者も女性、支援する私達も女性である。

これからの日本の政治は、もしかしたら女性が増えていくことになるかもしれない……。心中から、込み上げるものを感じた。

投票は、残念ながら次の結果となりました。ご支援いただいた方々に、厚く御礼申し上げます。

青木 英二 三〇、一七八
山本 ひろ子 二六、九〇八
田淵 正文 一八、五八八





-----FBから-----

新聞、テレビなどでは扱われなかったり、小さくしか載らない大事な情報が、フェイスブックやツイッター、インスタグラムなどのSNSで迅速にかつ詳しく伝わってくる。中に混じってくるフェイクや裏付けのない情報をはねのけて、しっかり世界で起きている出来事に目を向けていきたい。3月以降、全国に広がったコロナ禍は、社会のさまざまな矛盾や歪みを色濃くあぶりだし、その一方で「桜を見る会」「森友学園」「検事長定年延長」など政治の劣化を目の当たりにさせる問題から人々の関心をそらさせた。以下は、忘れてはならない問題、解決されていない問題など、全体の一部にすぎないが会のFaceBookに投稿した記事を紹介する。

FB掲載日(逆順)

4/20 ブラジル人学校が存続ピンチ コロナ休校で資金難、保護者も雇い止め 滋賀(京都新聞)

4/20 韓国はステルス戦闘機とイージス艦の購入をやめて7兆ウォンの災害支援金を捻出した(Blog of SAKATE) 中央日報日本語版の「韓国政府、借金せずに7兆ウォンの災害支援金どこから引っ張ってきたか」より

……(韓国政府は)国防予算を9000億ウォン削減する。F-35Aステルス戦闘機3000億ウォン、海上作戦ヘリコプター2000億ウォン、広開土3イージス艦事業1000億ウォンなどが含まれた。(中略) 軍戦力低下の懸念が出ているが、国防부는「海外導入事業予算が削減されても兵器戦力化スケジュールに支障はない」と説明した。軍施設と鉄道投資事業も先送りや削減で資金を節約する。これとともに金利と原油価格が下がり節約できる費用5000億ウォンも災害支援金に活用する。

4/19 新型コロナで韓国政府のチャーター便で日本人が帰国。「困ったときはお互い様」ハーバー・ビジネス・オンライン(msnニュース)

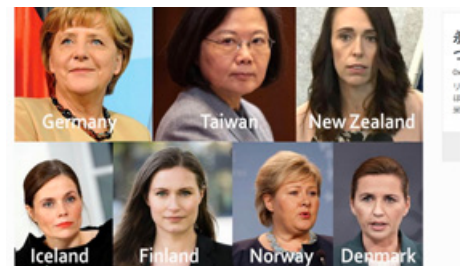
4/18 DV、コロナの外出制限で急増 女性孤立、国連「世界的大流行」(東京新聞)

……コロナ拡大に伴う外出制限により、女性へのドメスティックバイオレンス(DV)が世界で急増している。欧州やアジアでは3割増加したとの報告もあり、国連はコロナの陰に隠れたDVの「パンデミック(世界的大流行)」が起きていると警鐘を鳴らす。日本でも懸念が高まり、各国政府の対策が急務だ。

4/16 (ニューズウィーク日本版2019/04/17の記事を引用して) カナダはE35購入を白紙にした。仮にも欠陥戦闘機でなくとも、そもそも147機もの戦闘機がなぜ今必要なのか。6兆2000億円あれば今何ができるのか。もっと着眼されるべき話題だ。(映画監督・作家の森達也氏のFBより)

4/16 コロナ対策に成功した国々、共通点は女性リーダーの存在(Forbes Japan)

……アイスランド、台湾、ドイツ、ニュージーランド、フィンランド、デンマークではいずれも、女性が危機の中で真のリーダーシップを発揮し、世界に対して模範を示している。新型コロナウイルスのパンデミック(世界的大流行)は、女性には混乱に対処する能力があることを浮き彫りにした。



4/15 こっそりすすむ「検察官の定年延長」に警鐘、弁護士ら「政府からの独立性を破壊する」(弁護士ドットコム)

- 4/9 「権威ではコロナを抑えられない 過去の教訓を生かした韓国の対策」(imidas)
徐台教 (ジャーナリスト)
……韓国政府の「原則」「開放性と透明性、民主的で自発的な参加」これは今や、韓国政府お気に入りのフレーズとなった、韓国の新型コロナウイルス対応における大原則だ。(朴凌厚 (パク・ヌンフ) 保健福祉部長官) ----- 新たな感染症対応モデルを導入中で、そのモデルの核心は『開かれた民主社会のための躍動的な対応体系』である」その特徴は、(1) 透明で迅速な情報公開、(2) 開放的な民主主義と共同体精神を尊重する多くの市民の自発的な参加、(3) 創意的な方法の模索と IT 技術の積極的な活用」(金剛立 (キム・ガンリプ) 保健福祉部次官)
- 4/7 「新型コロナ 重大局面 東京はニューヨークになるか 児玉龍彦さんの徹底分析」
(デモクラシータイムス) <https://www.youtube.com/watch?v=r-3QyWfSsCQ>
- 4/7 「武器見本市」が来年開催を早々告知「ママの会」は「会場貸すな」で対抗 (週刊金曜日 政治・国際)
植松青児
---「昨年の D S E I で配布された公式ガイドブックには『近年の日本国憲法の一部改正に伴い、軍備拡大、自衛隊の海外派兵、日本の防衛産業のより積極的な海外展開が可能になった』と書かれていました。日本国憲法は今も一部改正などされていないのに、こんなことを平気で公式パンフに載せる団体なのです。会場貸し出しが正式決定される前に、千葉県にはきちんと判断してほしい」(ママの会)
- 4/4 「パンデミックを生きる指針ー歴史研究のアプローチ」(B 面の岩波新書)
藤原辰史氏の緊急寄稿
…… 1 起こりうる事態を冷徹に考える / 2 国に希望を託せるか / 3 家庭に希望を託せるか / 4 スペイン風邪と新型コロナウイルス / 5 スペイン風邪の教訓 / 6 クリオの審判
<https://www.iwanamishinsho80.com/post/pandemic>
- 4/4 (しんぶん赤旗 4 月 5 日の記事)「辺野古新基地「軟弱でもたない」護岸 6 工事 コッソリ打ち切り」
……これ、なんで FB ではあまり話題になってないの? というコメントと共に。
宮城さんの FB
- 3/31 新型コロナウイルスの感染拡大による外出制限で DV が増加。スペインやフランスなど各国ではすでに政府が対応に乗り出している。日本では特定非営利活動法人「全国女性シェルターネット」が 3 月 30 日、「新型コロナウイルス対策状況下における DV・児童虐待防止に関する要望書」を出した。
【新型コロナウイルスと増える DV・虐待】全国女性シェルターネットが政府に要望書提出、移住女性も被害に (YAHOO JAPAN) 巢内尚子 | ジャーナリスト
<https://news.yahoo.co.jp/byli.../sunainaoko/20200331-00170554/>
- 3/24 「安倍首相、麻生大臣。あなた方は調査される側で『再調査しない』と言える立場にありません」自死職員の妻 (YAHOO JAPAN)
相澤冬樹 | 大阪日日新聞編集局長・記者 (元 NHK 記者)
……けさ 21 日、1 通のメッセージが携帯に届いた。財務省近畿財務局の上席国有財産管理官だった赤木俊夫さんの妻、昌子さん (仮名) からだ。俊夫さんは、森友事件で公文書の改ざんを上司に強要され、心を病んで自ら命を絶った。……



『一票で変える女たちの会』かわら版

*印刷版をご希望の方は左記FAX、
メール、ホームページの問合せ欄から
ご連絡ください。

★投稿大歓迎！

本や映画の紹介、地域での活動報告、
選挙や地域の政治の動き、情報、ご意見、
なんでもお寄せください。（一本につい
て二〇〇字〜二六〇〇字）

宛先：1pyodekaeru@gmail.com

<https://1pyo-de-kaeru.com>

郵便：〒162-0823

東京都新宿区神楽河岸1の1

東京ボランティア・市民活動センター

メールボックスNo. 45

FAX：03-5684-1412

☆カンパのお願い

私たちの活動に賛同する皆さん、ぜひ
カンパを寄せていただきたく、お願い
いたします！

郵便振替口座：

記号番号 00110-6-420003

口座名称 一票で変える女たちの会
イッピョウデカエルオンナタチノカイ

銀行等から振り込む場合：

店名(店番) 〇一九(ゼロイチキユー)
店 (019)

預金種目 当座

口座番号 0420003

